

関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

1 趣 旨

防衛庁の省移行に伴い、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項第1号に定める関係行政機関として、防衛省を含むものを追加するもの。

2 概 要

(1) 規則別表に次の関係行政機関を新たに定める。

- ① 内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省（第2号の2関係）
- ② 内閣府及び防衛省（第35号の2関係）
- ③ 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省（第58号の2関係）
- ④ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省（第76号の2関係）

(2) 関係行政機関のうち、「内閣府、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省」に防衛省を追加する。（第5号関係）

(3) 規則別表から次の関係行政機関を削除する。

- ① 内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（第18号関係）
- ② 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（第31号関係）

3 施行期日

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）の施行の日（平成19年1月9日）